

平成31年3月2日

各局長，教育長，公営企業の管理者 様

選挙管理委員会事務局長
(担当：選挙課 241-9250)

選挙運動のための演説が禁止されている施設について

平素は，選挙の執行に御協力いただき，誠にありがとうございます。

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が平成30年12月14日に公布，施行され，京都市・府議会議員一般選挙を下記の日程で執行することとなりました。

さて，公職選挙法では，地方公共団体が所有し又は管理する建物において選挙の期日の公示又は告示の日から選挙期日前日までの間，一部例外を除き選挙運動のための演説を行うことができないとされています。

つきましては，既に貴局が所管される施設においては適切な管理が行われていることと存じますが，必要な場合には当該施設に対し御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

京都市・府議会議員一般選挙の日程

- 1 選挙期日（投・開票日） 平成31年4月7日（日）
- 2 選挙期日の告示 平成31年3月29日（金）
- 3 公営施設使用の個人演説会等を開催することができる期間
平成31年3月31日（日）から同年4月6日（土）まで

(参考)

地方公共団体が所有又は管理する建物における選挙運動のための演説等の禁止について

公職選挙法第166条の規定により、何人も地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）において下記に掲げる場合を除き一切の選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができないとされています。

- 1 公職選挙法第161条に規定する次の施設において公職の候補者、候補者届出政党（衆議院小選挙区選出議員選挙）及び衆議院名簿届出政党等（衆議院比例代表選出議員選挙）が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催する場合

【個人演説会等が開催できる施設】

- （1）学校及び社会教育法に規定する公民館
- （2）地方公共団体の管理する公会堂（本市の場合は円山音楽堂のみ）
- （3）京都市選挙管理委員会の指定する施設（元小学校等）

- 2 一定の所属候補者を有する確認団体が開催する政談演説会の中で行う場合

公職選挙法で認める演説会は上記2種のみです。従って、いわゆる「幕間演説」等についても禁止されることとなります。

万一、選挙運動期間（選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の前日）の使用について疑義等がある場合には、主催者に対し選挙管理委員会(担当：選挙課(075)241-9250)に照会するよう御指導ください。